

令和7年度長岡市eスポーツを活用した地域活性化業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、長岡市が発注を予定している「令和7年度長岡市eスポーツを活用した地域活性化業務委託」のプロポーザル及び委託する場合において適用される基本的事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

2 目的

当市は、人口減少・高齢化の進展による担い手不足で、集落機能の維持や地域の活力低下が懸念され、支所地域は特にその傾向が顕著であり、早急な対策が必要である。

このため、令和6年度に策定した「長岡市eスポーツ推進アクションプラン」に基づき、年齢や性別など垣根なく楽しむことができ、若者を中心に年々競技人口が増加しているeスポーツを活用し、関係・交流人口の創出・拡大を図るもの。さらに、山積する地域課題解決のための地域づくり人材の掘り起こしと育成等を行い、支所地域の住民が10年後も安心して住み続けられる持続性の高い地域づくりを目指すものである。

3 業務名

令和7年度長岡市eスポーツを活用した地域活性化業務委託

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 業務の概要

(1) eスポーツ大会の開催

ア 実施日

- ・予選及び本選 令和7年10月の土日祝のいずれか連続する2日。ただし、許諾等の理由により2日連続の開催が困難な場合は、この限りではない。

イ 会場

- ・栃尾地域交流拠点施設トチオーレ1階大ホール（長岡市中央公園1丁目67）
施設HP（図面、備品リストあり）

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/shisei/cate08/tochio->

kouryu/reserve.html

- ・会場使用料は無料

ウ 使用タイトル

- ・ストリートファイター 6（使用許諾対応は受託者が行うこと）

エ 大会内容

【ストリートファイター 6】

- ・予選参加選手は 130 名規模とする。
- ・本選参加選手は 30 名規模とする。
- ・予選及び本選はオフライン形式で行うこととする。
- ・予選及び本選の様子を生配信で観戦できること。
- ・本選では、e スポーツキャスター（実況者）及び解説者（格ゲー五神など全国的に著名なプロ e スポーツ選手やストリーマー）を起用し、集客力を高めること。
- ・会場は、ライティングや装飾など、会場の臨場感や参加者の高揚感を促すような演出を行うこと。
- ・参加料は無料とする。

【その他】

- ・予選及び本選に、参加者以外の一般来場者（特に親子）が楽しめる体験コーナー等を設置し、その運営を行うこと。なお、体験コーナーに係る器材等は受託者が用意すること。
- ・体験コーナーや展示・飲食ブースなどを掲載した会場案内パンフレット 2,000 部を制作し、来場者に配布すること。
- ・大会の企画・広報・運営に際し、栃尾地域住民団体とのコラボレーション企画など、地域の魅力を参加者に知ってもらう仕掛けを取り入れること。また、栃尾地域に関連するストリートファイター 6 愛好者を巻き込み、みんなで作り上げる大会であることを実感できる仕掛けを取り入れること。
- ・市にゆかりのある賞品（総額 5 万円程度）を用意すること。

オ ターゲット

- ・県内外を問わず、全国で活動する e スポーツ愛好家である高校生～社会人（主に 20～30 代）

カ 器材等

- ・市が保有する以下の器材を利用することができる。不足する場合は、受託者

が用意すること。また、配信機材等は受託者が用意すること。

- ・e スポーツ用パソコン：13 台（デスクトップ型 5 台、ノート型 8 台）
- ・ストリートファイター 6 アカウント：4 個
- ・プレイステーション 5：2 台
- ・ハンドルコントローラー：2 台
- ・ストリートファイター 6 ソフト：2 個
- ・グランツーリスモ 7 ソフト：2 個
- ・太鼓の達人 ドンダフルフェスティバルソフト：2 個
- ・太鼓の達人専用コントローラー（太鼓とバチ）：2 台

キ 成果目標

- ・来場者数 1,500 名

ク 広報 PR・募集活動の実施

- ・事業の開催に合わせ広報 PR に努め、参加者の募集についてメディアや SNS を使い、全国に向けて効果的に発信すること。
- ・新たにランディングページを制作・運営し、大会の PR を図るとともに、WEB 上で参加申込みが可能な仕組みを構築すること。
- ・選手募集用チラシ 25,000 部、ポスター 200 部を制作すること。
- ・イベント開催用チラシを 25,000 部、ポスター 200 部を制作すること。
- ・事後 PR として市が使用するため、当日の様子を写真や動画で記録し、納品すること。特に動画については、3 分程度に編集し YouTube で配信する形式で納品すること。

ケ 宿泊誘導について

- ・予選・本選の開催に合わせ、参加者の市内宿泊を促すための施策を実施すること。

コ 総合窓口の設置

- ・参加者の募集受付や問合せ対応、個人情報管理等を行うこと。

(2) e スポーツに関連した産業・企業展示会の企画・運営

本選来場者に向けて関連産業の紹介・PR を図るため、企業や学校等の展示ブースを設置すること。

ア 展示ブースについて

- ・本市を中心に e スポーツや IT、ものづくり産業等に該当する企業及び個人事業者、学校法人・各種学校、業界団体など

- ・ 5～10 社程度の展示ブースを用意すること。

イ 出展料

- ・ 無料とする。

ウ その他

- ・ 出展者の募集、調整、運営は受託者が行うこと。

(3) 飲食関連出店の企画・運営

本選来場者に向けて市内の特産を中心とした飲食ブースを設置すること。

ア 飲食ブースについて

- ・ 5～10 店舗程度とする。

イ 出店料

- ・ 長岡市栃尾地域交流拠点施設設置条例に基づき徴収する。(5(1)イ参照)

ウ その他

- ・ 出店者の募集、調整、運営は受託者が行うこと。
- ・ 参加者の飲食等で出されたゴミは受託者が処分すること。

(4) 大会運営に必要なその他の事項

- ・ 来場者や駐車場の誘導など、本業務を実施するために必要な人員を確保すること。
- ・ 大会参加者や来場者にアンケートを行い、集計と分析、考察等を行うこと。

(5) 長岡市 e スポーツ推進協議会の運営業務

e スポーツの活用による地域課題解決・地域活性化に向けて、長岡市 e スポーツアクション推進プランに基づき実施する各種施策について検証するため、e スポーツに精通する団体や地域代表等で構成する協議会を運営するもの

- ・ 開催回数 年 2 回
- ・ メンバー e スポーツ実践者、地域団体、事業者等 (10 人程度)
- ・ 業務内容 議題の提案・検討、資料作成、議事録作成、委員との連絡調整、委員報酬の支払いなど、協議会を円滑に進めるための業務全般

(6) 人材育成講座の開催運営業務

e スポーツを通じて地域課題等を解決する担い手を確保するため、地域づくり人材の掘り起こし、育成を行うもの

- ・ 開催回数 年 3 回
- ・ 対象者 e スポーツ愛好家や地域づくり活動に興味・関心を持つ人
- ・ 講座内容 上記対象者が企画・運営するイベントを開催する実践的講座
- ・ 業務内容 企画会議のテーマの提案、資料作成、ファシリテート、イベント運営、

報告書作成、ゲームの使用許諾対応、受講者・イベント参加者の募集・
連絡調整、アンケートの実施、講座開催に係る費用の支払いなど、講
座を実施するための業務全般

(7) ジュニアサポーター育成業務

e-GATE に集まる学生等を対象にジュニアサポーター制度を創設し、地域づくり人材
の発掘・育成と e-GATE の利用拡大に繋げるもの

- ・内 容 サポーターとして認定し、e-GATE の運営を担う人材としての育成 (e ス
ポーツリテラシーやゲームや器材の基本的操作技術の習得など)、地域
課題について考える機会の提供、e-GATE 活用プランのアイディア出し
など
- ・業務内容 サポーター制度の企画、サポーターの募集、勉強会のテーマ提案、資
料作成、ファシリテート、e-GATE 運営謝金の支払い (4 時間/日×30 日
×1,000 円を上限とし、学生等への支払いを想定)、報告書作成など、
サポーターを育成するための業務全般

(8) 企業向けニーズ調査業務

企業サポーター制度の創設に向けて、企業側が求める e スポーツの取組や期待など、
官民が一体となった e スポーツ推進に向けたニーズ調査をヒアリングし、考察を行う
もの

- ・対 象 者 新潟県内の事業者 20 社程度

(9) e スポーツ関心層マーケティング調査業務

大会や体験会等の開催手法に生かすため、e スポーツ関心層の情報収集方法やプロ
モーションへの関心、消費行動などを調査するもの

- ・対 象 者 e スポーツプレイヤーや事業者、ストリーマーなどの e スポーツ関心層

(10) e スポーツリテラシー啓発業務

イベント参加者 (主に親子) を対象に、当市の取組や e スポーツの社会的理解を促
す啓発活動を行うもの

(11) 上記の遂行にあたっての打合せ及び総合アドバイス業務

- ・開催形式 現地及びオンライン
- ・開催回数 随時
- ・報告 議事録を作成し、都度提出すること

6 成果物について

各業務の実績、アンケート集計・分析のほか、業務全体の考察等を行い、業務履行時に実績報告書として提出すること

7 留意事項

- (1) 本業務の目的及び新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の趣旨に沿った提案であること。
- (2) 本業務の目的を踏まえ、効果的に目的が達成できる業務がある場合は、提案上限額の範囲内において、「5業務の概要」のほかに提案することができる。
- (3) 連携可能な事業者や地域団体（住民）がいる場合、その名称と役割を明確にして提案すること。
- (4) 提出された企画の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、本委託業務の実施に際しては、市と十分に協議及び調整を行ったうえで実施することとし、協議及び調整の結果、契約締結後に予算の範囲内で実施内容を変更する場合がある。
- (5) 業務の実施に関して取得し、又は知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。）（以下単に「個人情報」という。）を他に提供し、又は漏らしてはならない。業務の履行後又はこの契約による委託期間の満了後も、同様とする。
- (6) 著作権等について
 - ① 企画・制作において、著作権等第三者の権利の対象となっているデザイン、イラスト、写真等の素材を使用する場合、受注者はその使用に関する一切の責任を負うこと。
 - ② 制作物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。）は、原則、市に帰属する。
 - ③ 市は制作物が著作物に該当しない場合には当該制作物の内容を双方協議の上改変することができるものとする。
- (7) 本委託業務の実施に際しては、関係法令を遵守すること。

- (8) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて市と受注者が協議の上、定めるものとする。